

つくし
だより

2010年1月号

NO. 235

〒156-0056 世田谷区八幡山3-33-1 林マンション202

TEL/FAX 03-3304-1108

東京都精神障害者家族会連合会

(通称 東京つくし会) 2010. 1. 15

東京都教育庁に精神疾患についての啓発促進に関し要望書提出

都連理事 松原のり子

平成 21 年 11 月 18 日に野村会長はじめ理事が都庁に出向き、精神疾患に関して学校教育の場での啓発促進の必要性について、東京都教育庁、教育長：大原正行殿に要望書を提出しました。

学校教育における啓発促進に関する要望書

平素より、精神保健福祉にご尽力ご指導いただき感謝申し上げます。

さて、今、イギリス、北欧、オーストラリア、ニュージーランド等の国々では、精神保健・福祉に関する研究開発が急速に進んでおります。日本では先般 東京都精神医学総合研究所と世田谷さくら家族会が中心となって、「早期支援・家族支援のニーズに関するアンケート」を約 2000 名の家族を対象に実施しました（回収は約 1450 名）。その結果、約 90%の家族が本人の発病前には「精神疾患について学ぶ機会がなかった」「学校教育の中で精神疾患について学ぶ機会があったら、発病初期の対応が違っていたと思う」と回答しています。

このアンケートで中心になられた西田淳志研究員は、以前に行った三重での調査から、統合失調症はじめ精神疾患、精神障害を抱えている成人の方々のうち約 50%の方が 11 歳から 15 歳の間にすでに精神科的診断に該当していたという結果を得ています。18 歳までをみますと 30 歳ぐらいで精神科的診断がついた人の約 70%はすでに 18 歳までに、精神科的診断に該当していたという結果が出ているということです。要するに精神疾患の半分ぐらいの人は、10 代の前半から苦しんでいたということです。

これらのことから地域社会において精神保健、精神疾患についての正しい知識・情報を普及させる必要があります。そして精神疾患の頻度が高まる時期（15 歳ころ）に先行して、生徒のみならず、保護者に対しても精神保健、精神疾患についての正しい知識を提供する機会を積極的に増やす必要があります。

そのためには学校教育の場で、小学校高学年くらいから精神保健に関する正しい知識・情報を学ばせていただきたいと思います。上記の国々ではすでに学校教育の場で精神保健、精神疾患について工夫をこらしながら教育しています。

これらの先進例に学び、精神保健問題を国民全体の問題としてとらえなおし、精神疾患に関する正しい知識を学校教育で育て、早期発見・早期治療につなげ、精神疾患で苦しむ人を減らすためにご尽力くださるようお願い申し上げます。

以上

またこの要望に対して、平成 21 年 12 月 7 日、東京都教育庁総務部教育情報課長、伊藤彰彦氏から次のような回答がありました。

「東京都精神障害者家族会連合会からの要請に対する回答」

(回答)

学校では、小学校体育・保健領域の「心の健康」において心の発達、心と体の密接な関係、不安や悩みへの対処を、中学校保健体育・保健分野の「心身の機能の発達と心の健康」において精神の発達と自己形成、欲求やストレスへの対処と心の健康を、高等学校保健体育・科目保健の「現代社会と健康」において精神の健康を学習することとなっています。

東京都教育委員会は、平成21年度の主要施策の基本方針1に「人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成」を掲げ、人権教育及び心の教育を充実し、一人一人の児童・生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるように配慮しております。



東京都精神保健福祉相談事業講演会

この講演会は東京つくし会下半期講演会としての位置づけですが、今回は東京都および東京つくし会も加盟している東京都精神保健福祉民間団体協議会（略称：都精民協）を主催として開催します。特に精神保健福祉の啓発も兼ね、広く都民および企業の方々へも参加を呼び掛けるものです。

講演：「うつ」「統合失調症」への対応

最近耳にすることの多い『心の病』。実は、誰でもなる可能性のある身近な病気です。その中の「うつ」は6人に1人、「統合失調症」は100人に1人の発症といわれています。治療や対応法に関しては多くの情報がありますが、今回は、菊本先生に「うつ」および「統合失調症」について、病気の捉え方や具体的な対応について語っていただきます。都民の皆様、また企業の人事担当の方など、多くの方々のご参加をお待ちしております。

講師：菊本 弘次 氏 精神科医

駒木野病院院長

(元東京都福祉保健局障害者施策推進部参事)

◇日 時：平成22年1月26日(火) 開場：13:30

◇講 演：14:00～16:00

◇会 場：都庁議会棟1階 都民ホール 東京都新宿区西新宿2-8-1

◇定 員：250名

◇参加費：無料

◇申込み：不要 当日直接会場へお越しください

◇問合せ：地域生活支援センター あさやけ

電話：042-345-2077

就労支援センター北 わくわくかん

電話：03-3598-3337

◇主 催：東京都

東京都精神保健福祉民間団体協議会（略称：都精民協）

都精民協（都内精神保健福祉関連の総合団体9団体の集合体）は、都の委託を受けて精神障がい者等の相談・支援活動を行っている団体です。



家族会関東ブロック精神保健福祉促進研修会報告

都連副会長 真壁博美

平成 21 年 11 月 24 日(火)、群馬県社会福祉総合センターの大ホールにて、上記の研修会が開催されました。参加者は約 300 名でした。

午前、小澤温氏の講演会、午後は、当事者・家族・施設運営者・行政担当者をパネラーとしたシンポジウムが実施されました。紙面の関係で、講演会の報告のみとします。

講演会テーマ：精神障害のある人が安心してくらすために ～地域資源の活用と資源づくり～

講師：小澤 温氏（東洋大学教授・群馬県障害者自立支援協議会座長）

地域生活を支える 2 側面

精神障害者の人が、地域でアパートに住んでいても、カーテンを閉めっぱなしで、アパートから出られないという人がいますが、それは安心して暮らしているとは言えません。地域生活を支えるためには①「地域生活を支える」②「地域生活をつくる」の 2 側面が必要です。

- ① 「地域生活を支える」は、生活上の問題を解決するための支援（介護保険法・障害者自立支援法の給付）のことで。
- ② 「地域生活をつくる」は、利用者のやりたいことを生み出す動機づけや自立のための情報提供活動など、制度ではない地域の力のことで。長期入院していた人は、地域で暮らすイメージがわからないので、具体的な要求が出て来ません。退院してすでに地域で暮らしている当事者が、地域でどう暮らしているのかを話しに行ったりする活動はとても大切です。外出するにも行きたいと思う場所がなければ外に出られません。一緒に行動するグループづくりも必要です。

具体的困難事例から地域をつくる

精神医療だけを充実しても問題は解決しません。病院の中で S S T をいくらやっても限界があります。現在の生活の悪循環を断ち切り良い循環に切り替えていく戦略が必要です。それを話し合うのが地域自立支援協議会です。困難事例を整理すると、地域に何が必要か見えてきます。

地域自立支援協議会の活性化している地域の特徴

- ① 行政、関係機関の担当者が協議会の必要性を共有していること。
- ② 複合問題事例（たくさん問題が絡んでいる）の課題を共有すること。
- ③ 協議会を定期的に、頻回にもつことが決定的に重要です。最初こそ、頻回に顔をあわせて、現状の問題点を徹底的に話し合うことです。

感想

豊富な具体的事例を示されながらのお話でしたので、大変分かりやすいものでした。特に印象に残ったことは、「本当に困っている人は、窓口に来ないし、そもそも制度を知っている人が少ない」ということでした。対象者を掘り起こし、利用促進、制度説明の業務はきわめて重要だと改めて認識しました。



「障がい者制度改革推進本部」の設置を閣議決定

都連理事 小笠原勝二

ご存知のように本格的な政権交代となり、私たちは改善が必要と思えるものはすべて見直され、新たな始めに期待しています。政府は鳩山総理を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」の設置が 12 月 8 日に閣議決定しまし

た。目的は障害者政策全般を見直すため、障害者権利条約対応などの制度改革、関係機関の連携確保、障害者施策の総合的かつ効果的推進です。3年前、国連で就職や教育など、あらゆる分野での差別を禁じた障害者権利条約が採択されました。しかし、現在70カ国以上が批准しておりますが、わが国では国内法の立法や対策が不十分なため批准にいたっていません。今後は障害者権利条約の批准に向け、5年間で集中審議期間とし、基本方針、制度改革などを検討することになります。また法令で使われている「障害」という表記の「害」に否定的な意味合いがあることから、その表記改定に向けての検討も含まれています。

また、その下部組織として「障がい者制度改革推進会議」の開催が12月15日に決まりました。この下部組織の委員として半数以上を障害者および障害者団体幹部が加わり政府の障害者施策づくりに参加することになります。まずこの政権が早期廃止を明言している障害者自立支援法に代わる、総合的な福祉法制の検討です。この障害者自立支援法は2006年に施行されましたが、自主的に社会参加するほど、福祉サービスの原則1割負担が重くのしかかるなど障害者およびその家族に不評であったことはご承知の通りです。生活の面でも施設保護一辺倒ではなく、地域に暮らしながら、自宅から施設等に通い福祉サービスが受けられるような柔軟な制度改革、また自宅で介護せざるを得ない家族の負担軽減をはじめとする家族の権利が認められる制度に期待するものです。

つまり、障害者にはだれもがなりうる可能性があることを忘れずに、障害がある人もない人も、またそれらにかかわる人にも、安心して住みやすく働きやすい社会が作られることを期待します。またこの機を逸することなく、私達の実態を発信していくことも必要です。

なお、この「推進会議」を担当する内閣府参与には国連障害者権利条約(08年発効)を検討した国連特別委員会の政府代表団顧問を務められた、東俊裕弁護士が就任することに決まっています。



賛助会加入状況は2010年2月号に掲載させていただきます。



編集後記…東京つくし会の事務局は世田谷区の八幡山駅の近くにある。急行が止まらないこの静かな地で長くつくしの事務局を担って八面六臂の活躍をしてこられたロビズ裕子さんが平成21年12月で退職されて、これから事務局を率いてくださる嶋倉ちづるさんとバトンタッチされた。

精神障害者とその家族にとって、法律や制度の変遷を経ても社会の居心地は相も変わらぬ厳しい状況が続く時代に、東京つくし会が家族を代表して声をあげ続けてこられたのはその活動を陰でしっかりと支えてくれた事務局の存在なしにはあり得なかつただろう。単会の会員の方々からつくしへのあつい信頼をいただいているのも事務局の日々の努力あつてのことだ。

ロビズさん、本当に長い間ご苦労様でした。そしてありがとうございました。平成22年1月から新しい東京つくし会事務局が始動する。新体制が固まるまでは右往左往するだろうけれど皆で力を合わせて行こう。新旧交代のそれぞれのスタートにご活躍を祈りお元気でと心からエールを送る。

(都連理事：徳山尚子)